

第一助役に 土田康雄氏を 再任



土田康雄第一助役

1月31日で任期満了となった秋田市助役の土田康雄氏が、昨年12月の市議会の同意を得て、第一助役に再任されました。任期は4年です。

ガス器具の点検とガス漏れ調査を、3月31日(水)まで次の地区で行います。調査員が訪

**一定面積以上の
土地取引は届け出を**
国土利用計画法では、一定面積以上の土地取引の契約をした場合、土地の権利取得者は、契約締結日から2週間以内に、土地の所在・利用目的などを、都市整備課経由で県知事に届け出をする必要があります。

**知的障害者の
作業訓練生を募集**
4月から御所野で稼働する「秋田市リサイクルプラザ」で、空きびん選別などの業務に一定期間就労できる知的障害者の作業訓練生(パートタイム)を5人募集します。

**3月は卒業見込みのかた
日常生活において自立し空き
びん選別などの作業が可能で、
自主通勤(バス通勤)ができる
かた** 昭和49年4月2日〜
56年4月1日に生まれたかた
選考方法 面接試験、適性
判定、作業体験
申し込み 2月19日(金)まで
社会福祉課へ。申込案内書を
さしあげていますので、それ
に従って手続きをしてくださ
い。 ☎(866)2093

電話加入権の公表

印鑑と買受け代金を持参。
とき/2月25日(木)午後1時〜
ところ/市役所裏の市職員研
修棟
問い合わせ 納税課納税担
当 ☎(866)2058

一般事業資金の 貸付利率を引き下げ

2月1日から一般事業資金の貸付利率を年2.7%(変更前2.9%)に引き下げました。運転資金や設備資金が必要な際はご利用ください。信用保証料は全額市が補助します。

対象 本市に1年以上事業所を有し、市内で事業を営んでいる中小企業者
限度額 1,500万円
返済期間 7年以内(据置6か月以内含む)

問い合わせ 商業観光課 ☎(866)2112

特定優良賃貸住宅の 入居者募集

市では、公営住宅の入居条件より所得が多いファミリー層に良質なアパートやマンションを提供するため、特定優良賃貸住宅制度を設けています。民間の土地所有者が市長の認定を受けて建設し、公的住宅として10年間管理するものです。入居者は、所得に応じて家賃の一部に補助が受けられます。入居できるのは4月1日(木)から。入居者は抽選で決定します。

入居者を募集する団地

住宅名	ロイヤルガーデン泉		コリンシャトー泉	
所在地	泉字道田133		泉字金ノ町139-1	
タイプ	3LDK	3DK	3DK	2LDK
戸数	4戸	2戸	4戸	2戸
家賃	87,000円	83,000円	82,000円	90,000円
入居者負担額	52,900円	47,800円	46,700円	54,600円
管理会社	(株)サンレント 手形字蛇野172-3 ☎(832)3701		秋田ハウス(株) 山王五丁目7-33 ☎(863)0119	

敷金は家賃の2か月分、共益費・駐車場料金は別

入居資格 現に同居もしくは同居しようとする親族(婚約者を含む)がいるかた。所得制限あり。

**案内書
申込書** 建築指導課、アトリエ5階の県建築住宅センター、各管理会社でさしあげます。

申し込み 2月19日(金)から25日(木)まで、各管理会社へどうぞ。

問い合わせ 建築指導課 ☎(866)2153

粗大ごみ 3月は混雑します。 今から早めに お申し込みください。

収集申し込み専用電話 ☎(865)5300

3月は粗大ごみの収集と電話申し込みが混雑すると予想されます。現在、3月末までの収集申し込みを受け付けていますので、申し込みは早めをお願いします。

今月は収集にまだ余裕がありますので、今のうちにお申し込みください。週の前半は電話が集中してかかりにくい日もありますが、週の後半は比較的にかかりやすくなっております。

問い合わせ 環境業務課 ☎(863)6631

環境業務課では、アパートやマンションの管理人のかたからの粗大ごみの相談も受けます。

介護保険 Q&A

平成12年4月からスタートする介護保険制度。この制度の仕組みやさまざまな疑問について毎月シリーズでご紹介しています。

今回は保険料の算定方法についてお知らせします。

問い合わせ

介護保険準備室 ☎(866)2069

介護保険の財源は、サービスの提供に必要な費用の50%を国・県・市の公費で、17%を第1号被保険者(65歳以上)の保険料で、残り33%を第2号被保険者(40~64歳)の保険料でまかないます。保険料の算定方法や考え方は次のとおりです。

第1号被保険者の保険料はそれぞれの市町村によって異なります

第1号被保険者の保険料は、サービス基盤が整い充実したサービスを提供できる市町村ほど高く、逆に、基盤があまり整備されていなくてサービス提供量の少ない市町村は安くなります。

所得に応じた設定になります

第1号被保険者の保険料は、右上の算式で「基準額」を出し、それをもとに、低所得者の負担を軽くし負担能力に応じたものになるよう、表のような所得段階別に設定されます。

またサービスを利用する際の1割の自己負担分についても、一定額以上の負担分は保険から給付されることになっており、保険料と同様、所

得に応じた自己負担軽減策も検討されています。

$$\text{第1号被保険者の「基準額」} = \frac{\text{秋田市で見込まれるサービス提供の総額} \times 17\%}{\text{秋田市の第1号被保険者数(約5万人)}}$$

表 所得段階別の保険料(第1号被保険者)

段階	対象者	保険料年額
第1段階	老齢福祉年金受給者かつ市町村民税世帯非課税者 生活保護受給者	基準額×0.5
第2段階	市町村民税世帯非課税者	基準額×0.75
第3段階	市町村民税非課税者	基準額×1.0
第4段階	市町村民税課税者(一定所得未満)	基準額×1.25
第5段階	市町村民税課税者(一定所得以上)	基準額×1.5

世帯非課税...市町村民税を課される人がいない世帯

第2号被保険者の保険料は全国の介護給付費の全体から算定されます

第2号被保険者の保険料は、全国市町村のサービス提供に要する費用の全体額や被保険者数などを勘案し算定されます。保険料は収入に応じた割合で課される健康保険の保険料に上乗せして徴収され、半額は事業主の負担となります。